



北九州広域都市計画 用途地域の変更案(門司北部) 北九州市決定
位置図 S=1/10,000

瀬戸町地区 (約0.4ha)

鳴竹地区 (約0.2ha)

谷町・花月園地区 (約0.3ha)

- 凡例
- ▲ 変更箇所
 - 都市計画道路
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域

1:10,000

328-1



200
工専
60

北九州広域都市計画 用途地域の変更案(鳴竹地区) 北九州市決定
計画図 S=1/2,500

200
2住
60

60

200
近商
80

200
1住
60

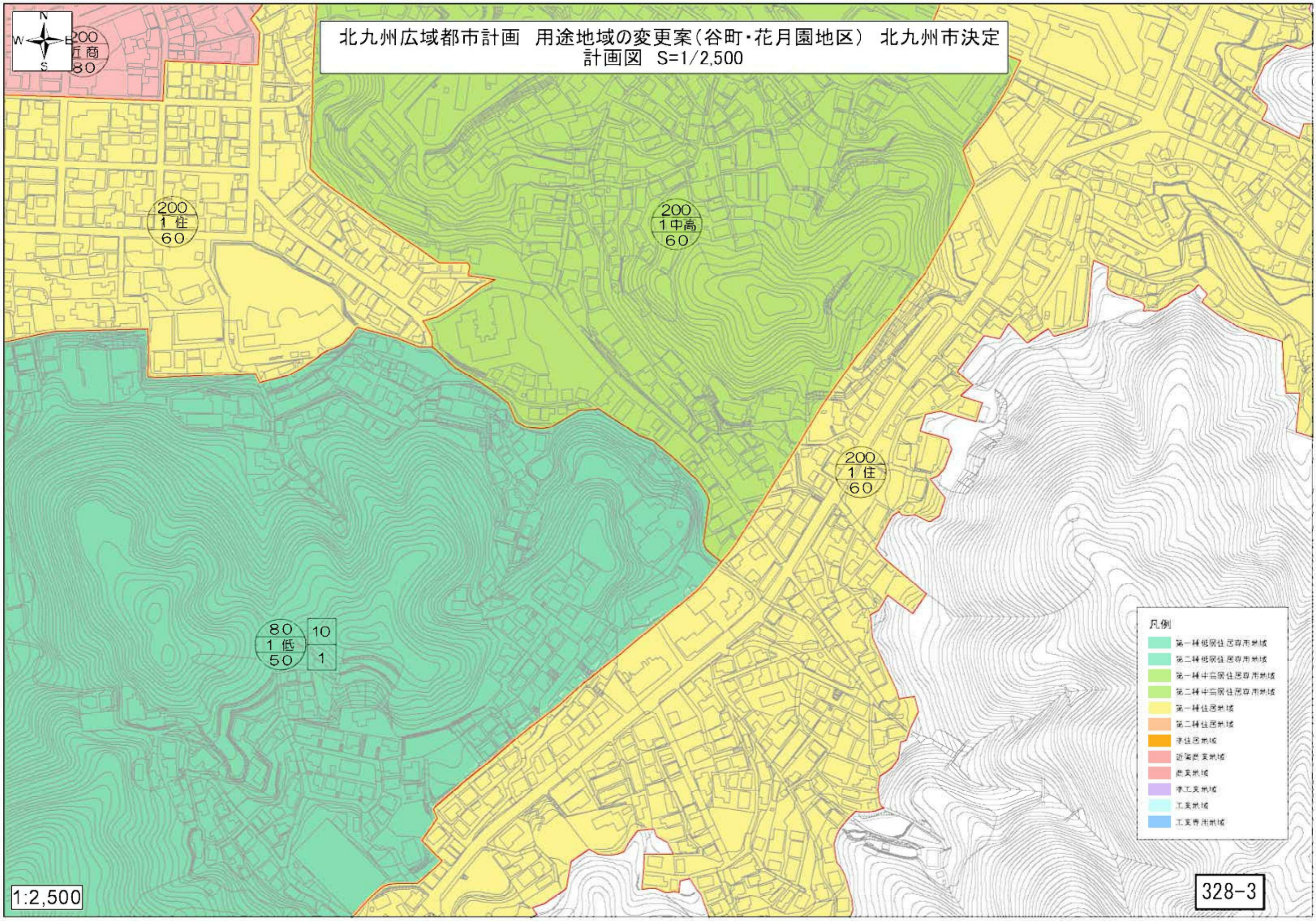
80 10
1低 1
50

200
1中高
60

- 凡例
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



北九州広域都市計画 用途地域の変更案(谷町・花月園地区) 北九州市決定
計画図 S=1/2,500



200
1住
60

200
1中高
60

200
1住
60

80	10
1低	1
50	

- 凡例
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



北九州広域都市計画 用途地域の変更案(瀬戸町地区) 北九州市決定
計画図 S=1/2,500

